

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和2年5月7日(月) 午前10時00分～午前10時58分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	(欠員)	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	田中賢寿	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	往見康範	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員						
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		富永次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		土居書記(農政)			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容	議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第28号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第29号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について				
		議案第30号	納税猶予適格者証明について				
		議案第31号	非農地証明について				
		議案第32号	農用地利用集積計画の決定について				
		議案第33号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について				
		議案第34号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について				

事務局（局長）	只今から令和2年第5回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>また、現在推進委員1名の欠員となっております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、38番 有友章治委員、37番 請田竹男委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	<p>まず、議案第27号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、東若宮の土地、畑1筆・855㎡は売買による所有権移転です。所有権移転後も、引き続き、野菜の栽培を行います。農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>2番、松尾 外の土地、樹園地20筆・合計43,390㎡は贈与による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き、果樹の栽培を行います。農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>3番、菅田町宇津の土地、田2筆・590㎡、畑3筆・1,199㎡は売買による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き、水稻・野菜の栽培を行います。農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>以上、3件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。
2番	<p>失礼いたします。</p> <p>1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。</p> <p>当案件は、経営規模の拡大を図る譲受人が自作の農地に隣接する申請</p>

地を売買にて購入ものになります。申請地は、大洲市立図書館の北約200mにある畑1筆で現在も良好に管理されています。譲受人は家族で観光農園を営営されていますが、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないと思われます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(会長)

はい。続いて、2番。

10番

2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。

当案件は、農業経営を後継者に譲るため、農地を一括贈与にて所有権移転するものです。申請地は、すべて樹園地になります。数か所に分かれています。主な農地としては、元の南久米小学校周辺にあります樹園地になります。すべて良好に管理されており、大規模に農業経営を行っています。農業は家族で行っており、一括贈与後も同じように農業経営をされますので、問題はないと思ひます。

申請書類等の内容を確認いたしました結果、議案説明資料に記載のとおり、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことを確認しました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(会長)

はい。続いて、3番。

12番

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

申請地は、菅田公民館宇津分館の周辺に点在します田2筆・畑3筆になります。現地の調査を行いました。ともに良好に管理されておりました。高齢になった譲渡人が農業経営をすることが困難になったことや、譲受人自身が所有する農地と合わせて効率的に作業ができることで、今回の申請に至っています。譲受人は専業農家として農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第28号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページから3ページ、ならびに別紙「議案説明資料」4ページから31ページまでを、併せてご覧ください。

1番、阿蔵の土地、208㎡のうち17㎡の案件は、借受人が建物を新築するにあたり、市道より建築地に辿りつくには申請地を通らないとしないため、その一部に通行地役権を設定しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北西に約1.5kmのところを位置し、おおむね300m以内にJR西大洲駅が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、阿蔵の土地、2筆合計1,149㎡の案件は、事業の増加に伴い、既存の資材置場だけでは手狭なため、新たに倉庫の建築、資材置場等を整備するために、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北西に約1.8kmのところを位置し、おおむね500m以内にJR伊予大洲駅が存する区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、中村の土地、99㎡の案件は、申請地の近隣住民の駐車場が不足しているため、申請地を貸駐車場として整備するために取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北西に約0.9kmのところを位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

4番、平野町野田の土地、566㎡の案件は、譲受人の居宅は申請地の隣接地にあり、その敷地への進入路が狭く自動車での通行が不便なため、進入路の拡幅、進入路に面した箇所に露天駐車場を整備し、残りの土地に庭木を植栽するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南西に約3.3kmのところを位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

5番、八多喜町の土地、2筆合計369㎡の案件は、使用借人は現在、使用貸人所有の建物に居住しているが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己住宅用地及び市道からの進入路として使用しようとするものです。

農地の区分は、大洲市中心部から北に約7.1kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

6番、手成の土地、853㎡の案件は、譲渡人が遠方に住んでおり、申請地の耕作管理が困難となっているため、譲受人が桜を植樹するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地の区分は、大洲市中心部から北に約8.1kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、6件でございます。ご審議をお願いいたします。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番、2番。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の4ページから8ページを参考にしてください。申請地は、6ページの位置図のとおり、久米小学校から北北東へ約300mに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第地役権を設定し、自己資金及び金融機関からの借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、7ページの地番地目図のとおり東側に隣接農地がありますが、この農地も本件の貸渡人の所有で同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

次に、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の9ページから13ページを参考にしてください。申請地は、10ページの位置図のとおり、喜多小学校から北西へ約700mに位置する農地になります。

まず立地基準については、報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、12ページの地番地目図のとおり南側、東側に隣接農地がありますが、本件の建物は平屋の計画であり、特に問題はないものと思われま。

以上2件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

続いて、3番。

2番

失礼しま。

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから17ページを参考にしてください。申請地は、15ページの位置図のとおり、肱北公民館から北東へ約70mに位置する農地になります。

まず立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に違反転用の状態にあり転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、16ページの地番地目図のとおり、周辺に農地は含まれていないことから、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、始末書が提出され本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

はい。次に、4番。

8番

失礼しま。

それでは、4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の18ページから22ページを参考にしてください。申請地は20ページの位置図のとおり、JR伊予平野駅から南西へ約600mに位置する農地です。

まず立地基準については、報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に進入路の造成と植樹をしており、違反転用の状態にあり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、21ページの地番地目図のとおり南側に農地がありますが、進入路の造成は22ページの施設配置図のとおり、申請地の北側の一部のみです。特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、始末書が提出され本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

はい。次に5番、6番。

22番

失礼しま。

それでは、5番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の23ページから27ページを参考にしてください。申請地は、25ページの位置図のとおり、八多喜連絡所から北東に約800mに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、26ページの地番地目図のとおり北側、東側に隣接農地がありますが、本件の建物は平屋の計画であり、特に問題はないものと思われます。

次に、6番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の28ページから31ページを参考にしてください。申請地は、30ページの位置図のとおり、八多喜連絡所から北東に約1.5kmに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて植樹したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、31ページの地番地目図のとおり、南側、北側に隣接農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、問題ないものと思われます。

以上2件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今地元委員さんから説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、本案は願いのとおり許可取り消しとすることに決定いたしました。

次に、議案第29号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農政係）

議案第29号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。

議案書4、5、6、7ページになります。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました『株式会社大谷村』、『祖母井種苗園芸株式会社』、『株式会社誠実村』、『有限会社いのうえ果樹園』の4社について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を議案書「報告内容」欄の記載順にご説明します。

①「法人の組織」は、株式会社・持分会社・農事組合法人・特例有限会社のいずれかであること、②「事業の限定」は、主たる事業が農業と関連事業であり、双方の売上高が全体の過半を占めていること、③「構成員・議決権の資格」は、法人の農業関係者（常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等）の議決権が総議決権の2分の1以上

あること、④「経営責任者の要件」は、執行役員の過半数が農業常時従事者で、役員又は重要な使用人のうち1人以上が年間60日以上農作業に従事していること、以上の4点が確認事項となっています。

1番 株式会社大谷村は、現在主にブルーベリー・水稻の栽培を行っています。

①の「法人組織」は株式会社、②につきまして、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は6名のうち5名で2分の1以上であります。④の「経営責任者の要件」は執行役員5人のうち3人が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

2番 祖母井種苗園芸株式会社は、主に野菜及び花の苗を栽培しております。

①の「法人組織」は株式会社、②につきまして、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は1名であります。④の「経営責任者の要件」は執行役員2人ともに農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

3番 株式会社誠実村は、主にコンニャク芋や里芋を栽培し、その加工品製造及び販売も行っています。

①の「法人組織」は株式会社、②につきまして、生産する農畜産物及びその関連する事業等の売上高が2分の1以上あります。③の「構成員・議決権の資格」は、構成員は6名ですが、議決権は5名であり、こちらも2分の1以上あります。④の「経営責任者の要件」は執行役員3人すべてが農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

4番 有限会社いのうえ果樹園は、主に柑橘の栽培を行っています。

①の「法人組織」は特例有限会社、②につきまして、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。③の「構成員・議決権の資格」は2名であります。④の「経営責任者の要件」は執行役員2人ともに農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま

す。以上、ご審議をお願いします。

議長（会長）

只今、事務局から説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。

次に、議案第30号『納税猶予適格者証明について』を議題といたします。

事務局
(専門員兼農地係)

事務局の説明を求めます。

失礼します。

議案第30号「納税猶予適格者証明について」をご説明いたします。
議案書8ページをご覧ください。

今回、証明願いのありました納税猶予の種類については、相続税です。

この議案は、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1番、相続人、被相続人ともに徳森 野田区在住者です。被相続人は死亡の日まで農業をされており、また相続人は被相続人死亡後も引き続き農業経営を開始していることから、被相続人及び相続人の要件を満たしているものと考えております。

また、申請農地は、相続された農地のうち、議案書に記載をしております、徳森など16筆、計10,319㎡で、水稻や露地野菜を栽培することとなっております。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番。

6番

失礼します。

相続人は、主に水稻の栽培で農業経営をしています。

相続人の父である被相続人が、今年の1月に亡くなられたことから農地を相続することになり、相続税の納税猶予の適用を受けるため、今回その証明願の提出があったものです。

申請地は、徳森のほか東大洲・新谷に点在する16筆の農地です。先月21日に相続人、事務局担当者とともに現地確認を行いました。申請地16筆の内、7筆が水稻、2筆で露地野菜、残り7筆も保全管理をされており、今後耕作を行なう計画であると聞いております。

このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願致します。

議長(会長)

はい。只今、地元委員さんのご意見を伺いましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑も無いようですので、申請人は相続税の納税猶予をうける適格者であると認め、納税猶予適格者証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議無いものと認め、申請人に納税猶予適格者証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第31号『非農地証明について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第31号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書9ページ、並びに別紙「議案説明資料」32ページから35ページまでを、併せてご覧ください。

1番河辺町北平の土地、2筆合計1,463㎡の案件は、転用植林し20年以上経過し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地には接道がなく耕作困難だったため、桧、クヌギを植林したもので、現在は畑への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

39番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の32ページから35ページを参考にしてください。

申請地は、33ページの位置図のように、河辺公民館北平分館から、東南東に約600mに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は、いずれも申請人の父が植林を行ったもので、4556番は桧を、4558番はクヌギを植林し、いずれも20年以上経過しており、農地への復旧は著しく困難との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、植林後少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第32号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農政係）

議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書の10ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

まず11ページの6番、水稻を栽培するため、使用貸借権を10年間設定します。

7番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。
12ページです。

8番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。
17ページ。

22番、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

なお、再設定の案件につきましては、議案書の確認をお願いします。

以上、利用権設定・件筆数、24件・51筆、利用権設定総面積、46,335㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。
ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

次に、議案第33号『令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について』と関連がありますので、議案第34号『令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』をあわせて議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第33号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び、議案第34号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、一括してご説明申し上げます。

議案書18ページから28ページまでを、ご覧ください。

議案第33号、34号につきましては、先月の定例総会において提出させていただいたとおりでございます。この内容につきまして各委員さんからご意見もありませんでしたので、ここに記載しております内容について、今後愛媛県を通じて、中国四国農政局へ報告させていただきます。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より2議案の説明がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑も無いようですので、この活動の点検評価についてと活動計画については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議無いものと認め、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。

